

○瀬戸内市契約規則

平成16年11月1日

規則第50号

目次

- 第1章 総則(第1条)
- 第2章 一般競争入札(第2条—第19条)
- 第3章 指名競争入札(第20条—第25条)
- 第4章 随意契約(第26条—第28条)
- 第5章 せり売り(第29条)
- 第6章 契約の締結(第30条—第40条)
- 第7章 契約の履行(第41条—第49条)
- 第8章 監督、検査、引渡し等(第50条—第60条)
- 第9章 雑則(第61条)

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規則は、法令その他別に定めがあるもののほか、瀬戸内市における契約事務に関し必要な事項を定めるものとする。

第2章 一般競争入札

(一般競争入札の参加者の資格)

第2条 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「令」という。)第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者は、その事実があった後2年間一般競争入札に参加することができない。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、同様とする。

2 令第167条の5第1項及び第167条の5の2の規定による一般競争入札参加者の資格は、市長が別に定める。

(一般競争入札参加資格申請)

第3条 一般競争入札に参加しようとする者は、市長が定める期間内に、入札参加資格申請に必要な書類を市長に提出しなければならない。

(資格の審査及び名簿の作成)

第4条 市長は、前条の規定による書類の提出があったときは、一般競争入札に参加する資格を有するかどうかについて審査し、当該資格を有する者については、入札参加有資格者名簿(様式第1号)に登載するものとする。ただし、公有財産又は物品の売払いの場合においては、この限りでない。

2 前項の場合において、一般競争入札の参加者の資格が第20条に規定する指名競争入札の参加者の資格と同一であるときは、市長は、第22条の規定による資格の審査及び名簿をもって、これに代えることができる。

(入札の公告)

第5条 市長は、一般競争入札により契約を締結しようとするときは、入札期日10日前(建設業法(昭和24年法律第100号)第2条第1項に規定する建設工事で予定価格が5,000万円以上のものについては15日前)までに公告するものとする。ただし、急を要するときは、その期間を5日以内に限り、短縮することができる。

2 前項の規定による公告は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 入札に付する事項
- (2) 入札に参加する者に必要な資格
- (3) 入札及び開札の日時及び場所
- (4) 契約条項、設計図書その他の入札に必要な書類を示す場所
- (5) 入札保証金及び契約保証金に関する事項
- (6) 入札の無効に関する事項
- (7) 前各号に定めるもののほか、入札に関し必要な事項

(入札保証金)

第6条 一般競争入札に参加しようとする者は、入札金額の100分の5以上の入札保証金を納付しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、インターネットを利用した普通財産の売払い(以下「公有財産売却システム」という。)による一般競争入札を行うときは、当該一般競争入札に参加しようとする者は、予定価格の100分の10以上に相当する金額の入札保証金を納付しなければならない。

(入札保証金に代わる担保)

第7条 令第167条の7第2項の規定により入札保証金の納付に代えて提出させることができる担保は、次の各号に掲げる有価証券とし、その担保の価値は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 国債又は地方債 政府二納ムヘキ保証金其ノ他担保ニ充用スル国債ノ価格ニ関スル件(明治41年勅令第287号)の例による金額
- (2) 政府の保障する債権、金融債又は公社債 額面金額又は登録金額(発行価額が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行価額)の10分の8に相当する金額
- (3) 銀行又は市長が確実と認める金融機関が振り出し、又は支払保証した小切手 小切手金額
- (4) 銀行又は市長が確実と認める金融機関が引き受け、保証又は裏書をした手形 手形金額(当該手形の満期の日が当該入札保証金を納付すべき日の翌日以後の日であるときは、当該入札保証金を納付すべき日の翌日から満期の日までの期間に応じて当該手形を一般市場における手形の割引率により割り引いた金額)

- 2 前項の規定にかかわらず、公有財産売却システムによる一般競争入札における担保については、当該システムを管理する事業者の保証を担保に供することができることとし、その保証する金額を担保の金額とする。

(入札保証金の免除)

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、入札保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

- (1) 一般競争入札に参加しようとする者が保険会社との間に瀬戸内市を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。
- (2) 一般競争入札に参加しようとする者が第4条第1項又は第22条の入札参加有資格者名簿に登載されており、かつ、その者が契約を締結しないおそれがないと認められるとき。
- (3) 公有財産売却システムによる一般競争入札の場合において、予定価格が30万円未満のとき。

2 市長は、前項第1号の規定により入札保証金の納付を免除するときは、その入札保証保険契約に係る保険証書を提出させなければならない。

(入札保証金の還付)

第9条 入札保証金は、入札終了後又は入札の中止若しくは取消しの際に還付する。ただし、落札者に対しては、契約締結後に還付し、又は落札者の同意を得て契約保証金の全部又は一部を充当することができる。

(予定価格の決定)

第10条 市長は、一般競争入札に付する事項の価格について、その事項に関する設計図書、仕様書等によって予定しなければならない。

2 予定価格は、入札に付する事項の価格の総額について定めなければならない。ただし、一定期間継続してする製造、修理、加工、売買、役務の提供、使用等の契約の場合においては、単価について、その予定価格を定めることができる。

3 予定価格は、契約の目的となる物件又は役務について、取引の実例価格、需要の状況履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短等を考慮して適正に定めなければならない。

(最低制限価格の決定)

第11条 市長は、令第167条の10第2項の規定により、予定価格の3分の2を下らない範囲内で個々の入札について最低制限価格を設定することができる。こ

の場合において、当該最低制限価格がくじにより変動するときを除き、その価格を予定価格と併記しなければならない。

- 2 市長は、最低制限価格を設けるときは、第5条に規定する公告により、その旨を公表するものとする。

(予定価格書の作成等)

第12条 市長は、予定価格(最低制限価格を設けたときは、最低制限価格を含む。)を記載した予定価格書(様式第2号)を作成して封書にし、開札の際、これを開札場所に備えなければならない。ただし、当該入札前に予定価格を公表する場合は、この限りでない。

(入札の方法)

第13条 一般競争入札に参加する者(以下「入札者」という。)は、入札書(様式第3号)に必要事項を記入し、記名押印の上、指定の場所へ指定の日時までに入札者又はその代理人自ら提出しなければならない。ただし、市長が特に指定したときは、郵便をもって入札をすることができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、公有財産売却システムによる一般競争入札にあつては、入札書に代えて当該システムに必要な事項を登録させることにより行わせることができるものとする。

(電磁的方法による入札の特例)

第14条 電磁的方法(本市の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ)と入札者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法をいう。)による入札については、前条、次条及び第16条の規定にかかわらず、市長が別に定めるところによる。

(入札の代理)

第15条 代理人をもって入札に参加しようとする者は、入札前にその委任状を提出しなければならない。

- 2 前項に規定する代理人は、同一入札において2人以上の代理人となることができない。

3 入札者は、同一入札において、他の入札者の代理人となることができない。
(入札の延期等)

第16条 市長は、災害その他やむを得ない理由が生じたときは、入札を延期し、中止し、又は取り消すことができる。
(入札の無効)

第17条 次の各号のいずれかに該当する場合は、その入札を無効とする。

- (1) 入札参加の資格がない者が入札したとき、又は第15条第1項に規定する委任状を提出しない代理人が入札したとき。
- (2) 入札保証金の納付を必要とする入札において、入札保証金を納付しないとき。
- (3) 入札書の金額その他必要事項を確認し難いとき。
- (4) 入札書に記名押印がないとき。
- (5) 同一事項に対し2通以上の入札をしたとき。
- (6) 他の入札者の代理を兼ね、又は2人以上の代理をしたとき。
- (7) 入札に関し不正の行為があったとき。
- (8) 前各号に定めるもののほか、この規則又は市長が定める条件に違反したとき。

(落札者の決定)

第18条 市長は、開札の結果、予定価格の制限の範囲内に達した者がいるときは、令第167条の9及び令第167条の10の規定による場合を除き、収入の原因となる契約にあっては最高の価格をもって入札した者、支出の原因となる契約にあっては最低の価格をもって入札した者を落札者として決定しなければならない。

2 市長は、落札者が決定したときは、直ちにその旨を落札者に通知しなければならない。

(入札結果の閲覧)

第19条 市長は、入札が終了したときは、その結果について入札結果表(様式第4号)を作成し、閲覧に供するものとする。

第3章 指名競争入札

(指名競争入札の参加者の資格)

第20条 第2条第1項の規定に該当する者は、指名競争入札に参加することができない。

2 令第167条の11第2項の規定による指名競争入札の参加者の資格は、市長が別に定める。

(指名競争入札参加資格申請)

第21条 指名競争入札に参加しようとする者は、市長が定める期間内に、入札参加資格申請に必要な書類を市長に提出しなければならない。

(資格の審査及び名簿の作成)

第22条 市長は、前条の規定による書類の提出があったときは、指名競争入札に参加する資格を有するかどうかについて審査し、当該資格を有する者については、入札参加有資格者名簿に登載するものとする。

(指名基準)

第23条 市長は、指名競争入札により契約を締結しようとするときは、当該指名競争入札に参加する資格を有する者のうちから、原則として5人以上を指名しなければならない。

2 前項に定めるもののほか、指名競争入札の参加者を指名する場合の基準は、市長が別に定める。

(指名競争入札参加者の指名通知)

第24条 市長は、前条の規定により指名競争入札の参加者を指名するときは、第5条第2項(第2号を除く。)に掲げる事項をその指名する者に通知しなければならない。

(一般競争入札に関する規定の準用)

第25条 第6条から第19条までの規定は、指名競争入札の場合について準用する。

第4章 随意契約

(随意契約によることができる金額)

第26条 令第167条の2第1項第1号に規定する規則で定める額は、次の各号に掲げる契約の種類に応じ、当該各号に定めるところによる。

- (1) 工事又は製造の請負 200万円
- (2) 財産の買入れ 150万円
- (3) 物件の借入れ 80万円
- (4) 財産の売払い 50万円
- (5) 物件の貸付け 30万円
- (6) 前各号に掲げるもの以外のもの 100万円

(随意契約によることができる場合の手続)

第26条の2 令第167条の2第1項第3号又は第4号の規定により随意契約によることができる場合の手続は、次に掲げるとおりとする。

- (1) あらかじめ契約の発注見通しを公表すること。
- (2) 契約を締結する前において、契約の内容、契約の相手方の選定基準等を公表すること。
- (3) 契約を締結した後において、契約の相手方となった者の名称、契約の相手方とした理由等の契約の締結状況について公表すること。

(見積書の徴収)

第27条 随意契約を締結しようとするときは、契約条項、設計図書、仕様書その他見積りに必要な事項を示して、2人以上から見積書を徴しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、随意契約を締結しようとする者から見積書を徴することにより、他の者から見積書を徴しないことができる。

- (1) 契約の性質又は目的により契約の相手方が特定されるとき。

- (2) 予定価格が工事請負契約については50万円未満、その他の契約については30万円未満の契約を締結するとき。
 - (3) 災害発生時等の緊急を要するとき。
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、市長がその契約の性質上2人以上から見積書を徴する必要がないと認めるとき。
- 3 前2項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、見積書を徴しないことができる。
- (1) 官公署と契約をするとき。
 - (2) 予定価格が10万円未満の契約を締結するとき。
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、市長がその契約の性質上見積書を徴する必要がないと認めるとき。
- (予定価格の決定)

第28条 随意契約により契約を締結しようとするときは、第10条の規定に準じて予定価格を定めなければならない。ただし、予定価格が30万円未満のとき又は予定価格を定めることが適当でないときについては、この限りでない。

第5章 せり売り

(せり売り)

第29条 第2条から第12条まで及び第18条の規定は、せり売りの場合について準用する。

第6章 契約の締結

(契約書の作成)

第30条 市長は、契約を締結しようとするときは、次に掲げる事項を記載した契約書又は契約内容を記録した電磁的記録(以下「電子契約記録」という。)を作成しなければならない。ただし、契約の性質又は目的により該当しない事項は、省略することができる。

- (1) 契約の目的
- (2) 契約金額

- (3) 履行期限
 - (4) 契約保証金額
 - (5) 契約履行の場所
 - (6) 契約代金の支払又は受領の時期及び方法
 - (7) 賃金又は物価の変動に基づく契約金額の変更又は契約内容の変更
 - (8) 監督及び検査
 - (9) 履行遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害賠償金
 - (10) 危険負担
 - (11) 契約不適合責任
 - (12) 契約に関する紛争の解決方法
 - (13) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項
- 2 前項の契約書又は次条第2項の請書(様式第5号)その他これに準ずる書面又は電子契約記録は、一般競争入札又は指名競争に付する場合にあっては、落札決定の通知をした日から、随意契約による場合にあっては、その契約の締結の通知をした日からそれぞれ14日以内に契約の相手方と協議して、作成するものとする。ただし、これによることができないと認められる特別の理由がある場合は、この限りでない。
- 3 前2項の電子契約記録の作成に当たっては、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第234条第5項又は建設業法第19条第3項に規定する措置を講ずるものとする。

(契約書の省略)

第31条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、契約書又は電子契約記録の作成を省略することができる。

- (1) 予定価格が50万円未満の契約を締結するとき。
- (2) 物品を売り払う場合において、買取人が直ちに代金を納付してその物品を引き取るとき。

(3) せり売りの方法によるとき。

(4) 前1号及び第2号に定めるもののほか、随意契約による場合において、市長がその必要がないと認めるとき。

2 前項の規定により契約書の作成を省略する場合においては、市長が指定する契約を除き、契約の適正な履行を確保するため請書(様式第5号)その他これに準ずる書面(電磁的記録で作成されたものを含む。)を契約の相手方から徴さなければならない。ただし、予定価格が30万円未満の契約を締結するときは、この限りでない。

(仮契約)

第32条 市長は、瀬戸内市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(平成16年瀬戸内市条例第48号)第2条又は第3条の規定に該当する契約を締結しようとするときは、議会の議決を得たときに本契約となる旨を記載した仮契約書又は電子契約記録を作成するものとする。

(契約保証金)

第33条 契約の相手方は、契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、長期継続契約を締結する場合及び単価で契約を締結する場合における契約保証金は、市長がその都度定める。

(契約保証金に代わる担保及び担保価値)

第34条 令第167条の16第2項において準用する令第167条の7第2項の規定により、契約保証金の納付に代えて提供させることができる担保及び担保価値は、次のとおりとする。

(1) 第7条各号に定めるもの(工事請負契約にあつては利付国債に限る。)

(2) 銀行又は市長が確実と定める金融機関の保証 保証金額

(3) 公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社の保証 保証金額

(契約保証金の免除)

第35条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

- (1) 契約の相手方が保険会社との間に瀬戸内市を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
- (2) 契約の相手方から委託を受けた保険会社と瀬戸内市とが工事履行保証契約を締結したとき。
- (3) 契約の相手方が過去2年間に瀬戸内市又は国若しくは他の地方公共団体と種類及び規模を同じくする契約を2回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行しており、かつ、その者が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- (4) 第38条に規定する契約保証人があるとき(工事の請負契約を除く。)。
- (5) 法令に基づき延納が認められる場合において、契約の相手方が確実な担保を提供したとき。
- (6) 公有財産及び物品を売り払う契約を締結する場合において、売払代金が即納されるとき。
- (7) 300万円未満の工事請負契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- (8) 工事の請負契約を除き、契約金額が130万円未満であるとき。
- (9) 物品の買入れ及び製造の請負契約において、契約の相手方を決定した日から納期までの期間が30日以内であるとき。
- (10) 国、他の地方公共団体その他公共団体と契約を締結するとき。
- (11) 前各号に定めるもののほか、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(契約保証金の増減)

第36条 市長は契約内容の変更により、契約金額が3割を超えて増減したときは、その割合に従って契約保証金を増減することができる。

(契約保証金の返還等)

第37条 契約保証金は、契約履行後又は第45条から第47条までの規定により契約が解除されたときに返還する。

2 契約保証金は、第44条の規定により契約が解除されたときは、瀬戸内市に帰属するものとする。ただし、市長が必要があると認めるときは、この限りでない。

(契約保証人)

第38条 市長は、必要と認めるときは、契約者をして契約者が債務を履行しない場合の遅延料、違約金その他の損害金の支払を保証させ、かつ、契約者に代わって自らその債務を履行することを保証させるため、契約保証人を立てさせなければならない。

2 前項の契約保証人は、契約の相手方と同等以上の資力を有する者でなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、物品の製造等の完成を保証する場合の契約保証人は、契約の相手方と同等以上の資力及び資格能力を有する者でなければならない。

4 契約の相手方は、契約保証人を立てるときは、保証人承認願(様式第6号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

5 契約保証人は、前項の承認があったときは、契約締結の日までに保証契約書を作成のうえ、記名押印しなければならない。

6 市長は、契約保証人が死亡し、又は資力、資格能力等を喪失したときは、契約の相手方に対し、他の保証人を立てさせなければならない。

(契約保証人の義務)

第39条 前条の契約保証人は、その契約から生ずる一切の債務を保証しなければならない。

(契約の相手方の死亡等)

第40条 契約の相手方が死亡し、又は資格を喪失したときは、その遺族又は利害関係人は、死亡又は資格喪失後、7日以内にその旨を市長に届け出なければ

ならない。ただし、市長において正当な理由があると認められるときは、特に延長することができる。

第7章 契約の履行

（権利義務の譲渡等の制限）

第41条 契約の相手方は、契約に関する権利義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又はその権利を担保に供することができない。ただし、あらかじめ、市長の書面による承諾を得たときは、この限りでない。

（履行期限の延長）

第42条 契約の相手方は、天災地変その他の自己の責に帰することのできない理由により履行期限までにその義務を履行できないときは、履行期限延長申請書(様式第7号)により履行期限の延長を市長に申請することができる。

2 市長は、前項の申請があったときは、その事実を審査し、正当な理由があると認めるときは、契約の相手方と協議して履行期限の延長日数を定めるものとする。

（履行遅滞における遅延損害金）

第43条 前条の規定による場合を除くほか、契約の相手方が履行期限までに義務を履行しないときは、契約金額につき、遅延日数に応じ、年2.5パーセントで計算した額を遅延損害金として徴収する。ただし、計算した金額が100円未満であるときは、その全額を、その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

2 前項の場合において、履行期限までに契約の一部を履行したときは、これに相当する金額を契約の金額から契約金額から控除して得た額を契約金額とみなして計算する。ただし、控除すべき金額を計算できないときは、この限りでない。

3 遅延日数の計算においては、瀬戸内市の責めに帰すべき理由により経過した日数は、控除する。

（契約の解除）

第44条 市長は、契約の相手方が次の各号のいずれかに該当する場合は、契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 履行期限までに契約を履行せず、又は履行の見込みがないと認められるとき。
- (2) 契約の相手方としての資格を欠くことになったとき。
- (3) 前2号に定めるもののほか、契約の相手方、その代理人、支配人その他の使用人が法令若しくはこの規則又は契約に違反し、その違反により契約の目的が達することができないと認められるとき。
- (4) 経営状態が悪化し、又はそのおそれがあると認められる相当の理由があるとき。
- (5) 第47条の規定によらないで契約の解除を申し出たとき。

2 市長は、前項の規定により契約を解除するときは、契約解除通知書(様式第8号)により契約の相手方に通知するものとする。

第45条 市長は、請負契約及び運送、作業、調査その他の役務の提供に係る契約において、その履行が完了しない間は、前条第1項に規定する場合のほか必要があるときは、契約を解除することができる。

2 前項の規定により契約を解除した場合において、これにより契約の相手方に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償するものとする。この場合における賠償額は、市長が契約の相手方と協議して定める。

第46条 契約の相手方は、契約の内容の変更により契約金額が3分の2以上増減したとき、又は瀬戸内市の責めに帰すべき理由により契約を履行できない状態が相当の期間にわたるとき、その他瀬戸内市が法令若しくはこの規則又は契約に違反し、その違反により契約の目的を達成することができないと認められるときは、契約を解除することができる。

第47条 市長は、必要があると認めたときは、前3条の規定にかかわらず、契約の相手方と協議して、契約の全部又は一部を解除することができる。

(違約金)

第48条 市長は、第44条の規定により契約を解除したときは、これに相当する金額を契約金額(契約金の一部を履行したときは、これに相当する金額を契約金額から控除した額とする。)の10分の1以内の額を違約金として徴収する。ただし、第37条第2項の規定により契約保証金の全部又は一部を瀬戸内市に帰属させた場合は、この限りでない。

(相殺)

第49条 契約で定めるところにより、瀬戸内市が負う債務は、契約の相手方が負う債務と相殺することができる。

第8章 監督、検査、引渡し等

(監督員)

第50条 法第234条の2第1項の規定に基づき契約の適正な履行を確保するために行う監督は、市長が命じる職員又は令第167条の15第4項の規定に基づき市長からの監督の委託を受けた者(以下「監督員」という。)が行う。

(履行の監督)

第51条 監督員は、工事、製造その他の請負契約の履行について、契約書、設計図書、仕様書その他の関係書類(以下「契約図書」という。)に基づき、立合い、工程の管理その他の方法により監督を行い、必要に応じ材料の試験又は検査を行い、及び契約の相手方に必要な指示をしなければならない。

(検査員)

第52条 法第234条の2第1項の規定に基づき契約の目的たる給付の完了の確認をするために行う検査は、市長が命じる職員又は令第167条の15第4項の規定に基づき市長から検査の委託を受けた者(以下「検査員」という。)が行う。

2 前項の規定にかかわらず、軽微なもの(工事を除く。)については、検査員は、所属職員に検査を委任することができる。

(兼職の禁止)

第53条 検査員は、特別の必要がある場合を除くほか、監督員と兼ねることができない。

(検査)

第54条 検査員は、次の各号のいずれかに該当する場合は、必要な検査をしなければならない。

- (1) 相手方が契約の給付を完了したとき。
 - (2) 工事若しくは製造の既済部分又はその他の物件の既納部分について、給付の完了前に対価の全部又は一部を支払うとき。
 - (3) 前号に掲げるもののほか、相手方が契約の一部を給付した場合において必要があるとき。
- 2 前項の規定による検査は、契約図書に基づき、契約の相手方及び必要に応じ当該契約に係る関係職員の立会いを求め、当該給付の内容を確認して行わなければならない。
- 3 検査員は、第1項の規定による検査をする場合において必要があるときは、破壊し、若しくは分解し、又は試験して検査を行うものとする。この場合において、当該検査に直接必要な経費及び復旧に要する経費は、契約の相手方の負担とする。

(検査調書等の作成)

第55条 検査員は、前条第1項の検査を完了したときは、検査調書(様式第9号)その他これに準じるもの(以下「検査調書等」という。)を作成して、市長に報告しなければならない。この場合において、その給付が当該契約の内容に適合しないものであるときは、その旨及びその措置についての意見を検査調書に記載しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、契約金額が30万円未満の契約又は市長が特に認めた契約については、当該請求書の余白に検査印を押印することにより検査調書等の作成に代えることができる。ただし、検査を行った結果、その給付が当該契約の内容に適合しないものであるときは、この限りでない。

(引渡し)

第56条 市長は、第54条第1項第1号の検査によって給付の完了を確認した後、当該目的物の引渡しを受けるものとする。

2 市長は、給付の完了に先立って引渡しを受けるべき目的物の部分があるときは、当該部分について、第54条第1項第2号の規定による検査による確認後、当該部分の引渡しを受けるものとする。

(引渡し前の使用)

第57条 市長は、前条の規定による引渡し前においても、当該目的物の全部又は一部を契約の相手方の書面による同意を得て使用することができる。この場合において、市長は、当該使用部分を善良な管理者の注意をもって使用するものとする。

(契約代金の請求)

第58条 契約の相手方は、第54条の検査に合格し、契約の目的物の引渡しを完了したときは、書面をもって契約代金の支払を請求することができる。

2 市長は、前項の規定による請求を受けたときは、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)に定めるところにより当該代金を支払うものとする。

(前金払)

第59条 市長は、令第163条各号に規定する経費については、契約により、当該契約金額の10分の3に相当する額の範囲内で前金払をすることができる。ただし、特別の理由があるときは、この額を超えることができる。

2 公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条第1項に規定する公共工事については、前項の規定にかかわらず、当該公共工事に係る契約の相手方に対し、当該契約金額の3割(地方自治法施行規則(昭和22年内務省令第29号)附則第3条の規定によるときは4割)を超えない額の範囲内において、令附則第7条の規定による前金払をすることができる。

3 前金払の支払いを受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合は、既に支払った前払金を返還させるものとする。

- (1) 瀬戸内市との契約が解除されたとき。
 - (2) 保証事業会社との間の保証契約が解除されたとき。
 - (3) 前払金を当該前払いに係る公共工事以外の経費に充てたとき。
- (中間前金払)

第59条の2 市長が別に定める要件を満たすものについては、前条の範囲内で既にした前金払に追加して、当該契約金額の2割を超えない範囲内で前金払(以下「中間前金払」という。)をすることができる。

(部分払)

第60条 市長は、契約により、工事、製造等の請負契約に係る既済部分又は物件の買入れ等の契約に係る既納部分に対し、その完成前又は完納前に代価の一部の支払い(以下「部分払」という。)をすることができる。ただし、中間前金払をする場合を除く。

- 2 部分払をする場合における支払金額は、工事、製造等の請負契約にあってはその既済部分に対する代価の10分の9、物件の買入等の契約にあってはその既納部分に対する代価を超えることができない。ただし、性質上可分の工事、製造等の請負契約に係る完納部分については、その代価の全額までを支払うことができる。
- 3 前条の規定により前金払をした工事について、部分払をするときは、前項の規定により支払うべき金額から、前金払の額に契約金額に対する既納部分の代価の割合を乗じて得た額を控除して支払うことができる。

第9章 雑則

(その他)

第61条 この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成16年11月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の牛窓町財務規則(昭和39年牛窓町規則第41号)、邑久町財務規則(昭和39年邑久町規則第5号)又は、長船町財務規則(平成3年長船町規則第12号)の規定によりなされた契約に関する事務のうち、この規則の施行の際引き続き継続しているものについては、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成17年6月1日規則第28号)

この規則は、平成17年6月1日から施行する。

附 則(平成20年3月25日規則第19号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成20年4月22日規則第30号)

この規則は、平成20年6月1日から施行する。

附 則(平成21年2月3日規則第4号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成21年4月8日規則第21号)

この規則は、平成21年6月1日から施行する。

附 則(平成22年3月11日規則第4号)

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成23年3月11日規則第4号)

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成23年3月24日規則第6号)

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成23年5月25日規則第21号)

この規則は、平成23年6月1日から施行する。

附 則(平成23年8月4日規則第29号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成23年11月8日規則第33号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成24年7月27日規則第21号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成24年10月30日規則第32号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成25年3月21日規則第11号)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成25年9月5日規則第25号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成26年3月12日規則第4号)

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成27年6月29日規則第31号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成28年2月5日規則第8号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成28年3月15日規則第16号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成29年3月27日規則第15号)

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(平成31年2月6日規則第7号)

この規則は、平成31年6月1日から施行する。

附 則(令和2年3月17日規則第9号)

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和3年3月22日規則第9号)

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和4年3月17日規則第4号)

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則(令和6年3月26日規則第14号)

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

附 則(令和7年3月31日規則第18号)

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

様式第1号(第4条、第22条関係)

入札参加有資格者名簿

登録業種

[illegible]

様式第2号(第12条関係)

予 定 価 格 書

事業名	
-----	--

予定価格	一金 円
見積書比較価格	一金 円

年 月 日

職氏名



様式第3号(第13条関係)

入札(見積)書 (第 回)									
金	拾億			百万			千		円

工事名等

瀬戸内市契約規則、工事仕様書、設計図書、現場等を熟覧の上、上記のとおり入札(見積り)しました。

年 月 日

住所
商号又は名称
代表者氏名

瀬戸内市長 様

印

- 備考
- 1 入札(見積)額は、契約希望金額から消費税相当額を除いた額で記載すること。
 - 2 見積書の場合は、入札の2字を抹消すること。
 - 3 入札書は封筒に入れ、その表面に工事名等を記載すること。
 - 4 1円未満の数値があるときは、この様式を補正して使用すること。

様式第4号(第19条関係)

入札結果表
(指名人名簿・入札経過表)

		担 当 課				
工事名称	工事場所	種 別	工事概要		工期(予定)	
	地内				年 月 日 ～ 年 月 日	
入札予定年月日	年 月 日 () 午前 時 分 午後					
工 事 指 名 人			入札結果(千円) (消費税及び地方消費税を除く)			
住 所	商号又は名称	代表者氏名	第1回	第2回	第3回	備考
			※落札者は備考に「落札」を記載			
予定価格(消費税及び地方消費税を除く)		円	最低制限価格	円	入札不参加者は備考欄に「不参加」を記載	
工 事 契 約 者		契 約 内 容				
商号又は名称	代表者氏名	契約締結年月日	契 約 額		契約工期	
		年 月 日	円、 内消費税及び地方消費税額 円		年 月 日 ～ 年 月 日	

様式第5号(第31条関係)

請書		収 印	入 紙
件名			
数量			
単価			
仕様			
契約金額	円		
	(うち消費税及び地方消費税 円)		
履行場所			
履行期限			
上記の件については、瀬戸内市契約規則その他関係法令を遵守し誠実に履行します。 年 月 日 瀬戸内市長 様 住所 商号又は名称 代表者氏名 印			

備考 請負又は委託等については、この請書を補正して使用すること。

様式第6号(第38条関係)

保證人承認願

瀬戸内市長 様

請負者住所
氏名

年 月 日付で契約を締結した について、下記の者を
契約保証人として、承認願います。

記

住所
氏名

願ひ出のとおり承認します。
年 月 日

瀬戸内市長

様式第7号(第42条関係)

履行期限延長申請書

年 月 日

瀬戸内市長 様

住所
商号又は名称
代表者氏名 

次のとおり契約履行期限の延長を申請いたします。

件 名	
履 行 場 所	
契 約 年 月 日	年 月 日
履 行 期 間	年 月 日から 年 月 日まで 日間
契 約 金 額	円
契 約 保 証 金 額	円
受 領 済 額	前払(出来高)金 円(年月日受領)
出 来 高 割 合	パーセント
延 長 理 由	
延 長 期 限	年 月 日まで
延 長 期 間	日間

様式第8号(第44条関係)

契 約 解 除 通 知 書

第 号
年 月 日

様

瀬戸内市長

印

次のとおり契約を解除します。

1 解除する契約

2 解除する理由

様式第9号(第55条関係)
その1(工事用)

検 査 調 書			
工 事 番 号		検 査 種 別	しゅん工・出来形・中間
工 事 名		検 査 員 職 氏 名	印
工 事 場 所		監 督 員 職 氏 名	
契 約 日		立 会 人 職 氏 名	
契 約 期 間	年 月 日から 年 月 日まで	履 行 届 受 付 日	
履 行 期 間	年 月 日から 年 月 日まで	契 約 金 額	円
請 負 者		変 更 契 約 日	
請 負 金 額 の 支 払 状 況			
しゅん工払金額	円	しゅん工検査日	
前 払 金 額	円	出来形・中間検査 日	
出 来 形 金 額	円	支 払 済 額 累 計	円
手 直 し 事 項	有 無	検査概要・所見	成績判定

その2(委託用)

検 査 調 書

委 託 番 号		検 査 種 別	完了・一部履行
件 名		検 査 員 職 氏 名	㊟
履 行 場 所		監 督 員 職 氏 名	
契 約 日		立 会 人 職 氏 名	
契 約 期 間	年 月 日から 年 月 日まで	一部履行期間	年 月 日から 年 月 日まで
履 行 期 間	年 月 日から 年 月 日まで	履 行 届 受 付 日	
契 約 の 相 手 方		契 約 金 額	円
		変 更 契 約 日	
契 約 金 額 の 支 払 状 況			
完 了 払 金 額	円	完 了 検 査 日	
前 払 金 額	円	一部履行検査日	
一 部 払 金 額	円	支 払 済 額 累 計	円
手 直 し 事 項	有 無	検 査 概 要 ・ 所 見	成績判定

その3(物品用)

検 査 調 書

件 名						
物品契約番号		検 査 員 職 氏 名	㊟			
納 入 場 所		監 督 員 職 氏 名				
契 約 日		立 会 人 職 氏 名				
納 入 期 限		完 了 検 査 日				
契 約 の 相 手 方		契 約 金 額	円			
		査 定 支 払 額	円			
契約の履行及び査定状況						
規 格 ・ 品 質						
納 入 日	検 査 日	検査合格数量	不合格数量	取 引 数 量	単 価 (円)	査定額 (円)

様式第1号(第4条、第22条関係)

様式第2号(第12条関係)

様式第3号(第13条関係)

様式第4号(第19条関係)

様式第5号(第31条関係)

様式第6号(第38条関係)

様式第7号(第42条関係)

様式第8号(第44条関係)

様式第9号(第55条関係)